

(証券コード 144A)

2024年7月31日

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町二丁目1番10号

エネルギーパワー株式会社

代表取締役社長 米澤 量登

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。なお、定款変更の内容は別紙のとおりです。

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行	変 更 案
第 1 条～第 1 2 条 (省略)	第 1 条～第 1 2 条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第 1 3 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u> とする。	第 1 3 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>8 月 31 日</u> とする。
第 1 4 条～第 3 2 条 (省略)	第 1 4 条～第 3 2 条 (現行どおり)
(事業年度)	(事業年度)
第 3 3 条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日</u> から <u>12 月 31 日</u> までの 1 年とする。	第 3 3 条 当社の事業年度は、毎年 <u>9 月 1 日</u> から <u>翌年 8 月 31 日</u> までの 1 年とする。
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第 3 4 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u> とする。	第 3 4 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>8 月 31 日</u> とする。
② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当)	(中間配当)
第 3 5 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6 月 30 日</u> を基準日として中間配当をすることができる。	第 3 5 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>2 月末日</u> を基準日として中間配当をすることができる。
第 3 6 条 (省略)	第 3 6 条 (現行どおり)
(新設)	(附則)
	第 1 条 <u>第 33 条 (事業年度) の規定にかかわらず、第 9 期事業年度は、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 8 月 31 日までの 8 か月とする。</u>
	第 2 条 <u>本附則は、第 9 期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u>